

序章

富谷市公共交通グランドデザイン 策定の趣旨等

序章 富谷市公共交通ランドデザイン策定の趣旨等

1 富谷市の概況

富谷市は、宮城県のほぼ中央に位置し、東西 7km、南北約 10km、総面積 49.18km²で、市域は、概ねなだらかな丘陵の尾根が全体として南北方向に走り、東北地方の骨格を形成する東北縦貫自動車道及び国道 4 号が南北に縦断しているほか、仙台北部道路が東西に横断し、仙台市都市圏における自動車専用道路環状ネットワークが整備され、地域の発展に貢献しています。

また、東北地方の中核都市である仙台市に隣接する地理的優位性や良好な自然的条件により、昭和 40 年代後半頃から、大規模な住宅団地開発や企業進出がなされ、全国上位の自然増及び社会増が続き、平成 28 年 10 月に単独で市制施行となりました。

今後も、住宅地の開発が見込まれるとともに、成田地区の北側区域では大規模な工業系の開発も予定しており、2035 年頃まで人口は増加し続けることが見込まれています。

また、これまでの住宅地の開発とともに子育て層が多く流入したことから、県内で最も高齢化率の低い自治体となっています。しかし、今後、高齢化は着実に進展し、2045 年にはほぼ 3 人に 1 人が 65 歳以上になる見込みとなっています。

2 策定の趣旨

平成 28 年 10 月の市制施行を踏まえ、町から市となり、新たなまちづくりの将来ビジョンとなる「富谷市総合計画」を策定し、基本理念として「住みたくなるまち日本一」を掲げ、公共交通関連施策においては、「あらゆる立場・世代の方々でも安全で自由に動けるまちづくり」を施策目標に掲げています。

そのような中、昨今、少子高齢化社会の進展や環境問題の深刻化など社会情勢は急激に変化しており、公共交通に関する現況の課題の改善を望む声も多く挙がっています。

これらのことから、自家用車に依存することなく各関係機関が連携し、適切な役割分担のもと望ましい都市像の実現を図るため、本市における過年度調査を踏まえ、交通関連事業とまちづくりが連携した、総合的かつ戦略的な交通施策の推進にむけた「富谷市公共交通ランドデザイン（都市・地域総合交通戦略^{*1}（基本構想））」を策定するものです。

^{*1}：都市・地域総合交通戦略

地方公共団体が、道路管理者、警察、地元経済団体等の関係者で構成される協議会等において、魅力ある将来都市像と、その実現に必要なハード・ソフト一体となった交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通の戦略を策定するための調査

3 本計画の位置づけ

「富谷市公共交通グランドデザイン」は、本市が目指す将来の姿を示した「富谷市総合計画」およびこのうち重点的な施策を位置付けた「富谷市地方創生総合戦略」の実現に向けて、各種交通施策の方向性について具体化したものです。

以下に、上位計画である「富谷市総合計画」及び「富谷市地方創生総合戦略」、並びに関連計画である「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「富谷市国土利用計画」、「富谷市高齢者保健福祉計画」との関係を示します。

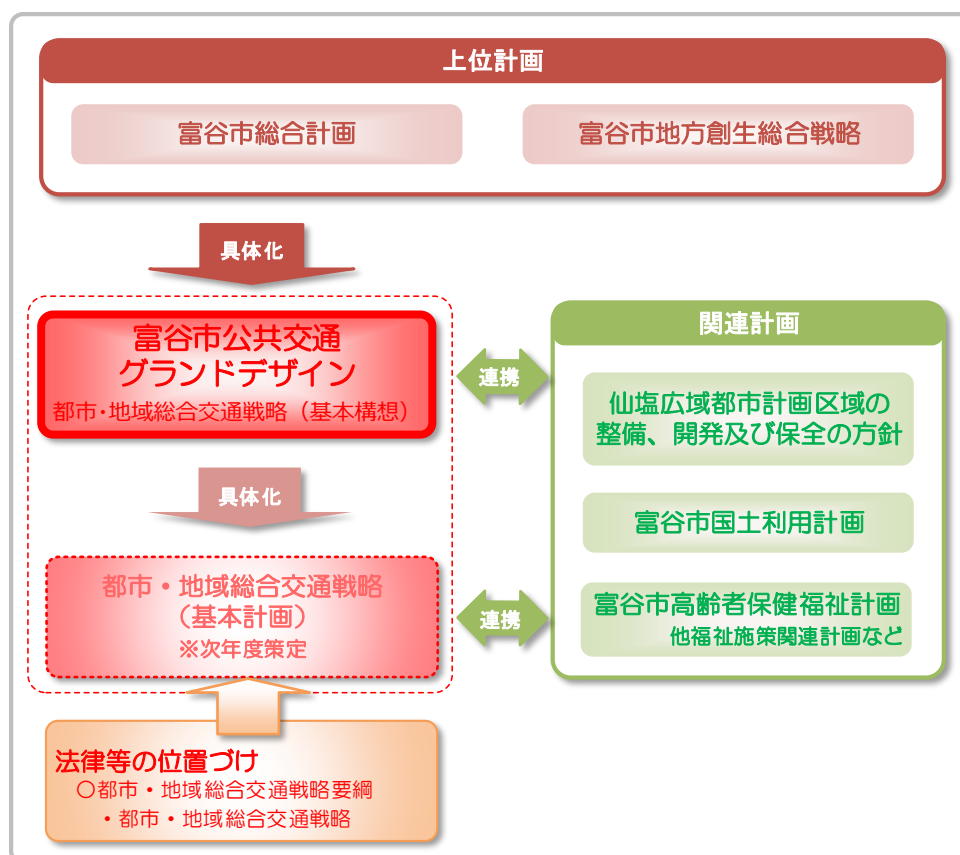


図 本計画の位置づけ

(1) 富谷市総合計画

【富谷市総合計画の体系（平成29年2月策定）】

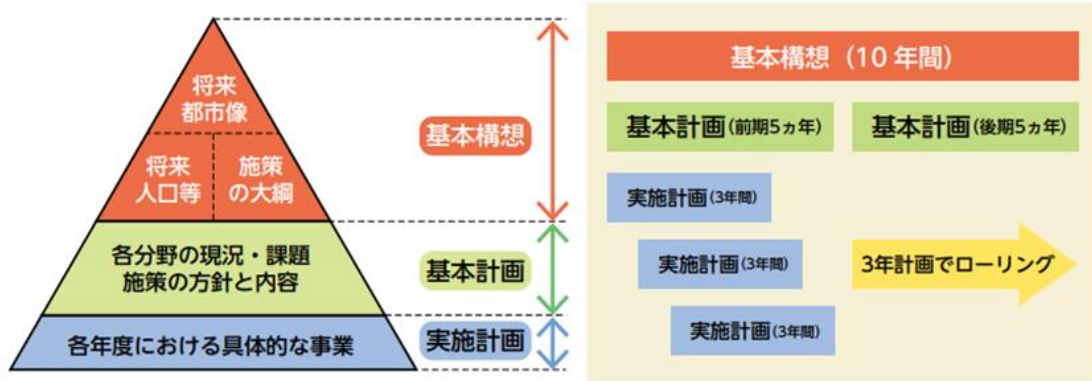


図 総合計画の構成

【目標とする将来像】

「住みたくなるまち日本一」

【交通関連施策の方向性】

第1編 3-1「公共交通」

○施策目標「あらゆる立場・世代の方々でも安全で自由に動けるまちづくり」

- ・利用者のニーズに対応した市民バスの効果的な運行、市内から泉中央駅までの交通利便性の確保、公共交通グランドデザインの策定

第1編 3-2「道路」

○施策目標「日常の利便性を安全で快適な道路でつなぐまちづくり」

- ・仙台北部道路と国道4号を軸に市街地間を結ぶ安全で快適な道路ネットワークを整備

第1編 4-1「土地利用」

○施策目標「豊かな自然を守りバランスの取れたまちづくり」

- ・富谷市人口ビジョン（平成27年2月策定）に掲げる将来人口（2060年：6万人）を目指し、都市の持続的な発展を推進するため計画的な土地利用を進める

第3編 2-2「高齢者・障がい者支援」

○施策目標「高齢者や障がい者の安全安心な移動を守るまちづくり」

- ・高齢者や障がい者の健康増進や社会参画の促進のために、安全で安心な移動に配慮した移動を支援するための環境づくり

（２）富谷市地方創生総合戦略

「富谷市総合計画」の中で、5年間の重点施策として「富谷市地方創生総合戦略（平成27年12月策定）」を位置付け。

○基本目標4「生活圏を踏まえた暮らしやすさの一層の向上」

- ・公共交通グランドデザインの策定、高齢者・障がい者交通支援事業の創設

（３）富谷市国土利用計画

「国土利用計画法第8条」の規定に基づく、富谷市の国土の総合的、計画的な利用を図るうえでの指針。（平成29年9月策定）

【市土利用の基本方針】

①市土の有効利用と土地利用転換^{*1}の適正化

- ・森林、農地、宅地等 相互の土地利用転換について、計画的かつ慎重に有効利用と土地利用転換の適正化を行う。

②自然と市街地が調和し、バランスの取れた市土の形成

- ・住宅地や工業地などの都市的土地利用について、自然環境に配慮し、計画的に良好な新市街地の形成を図る。

③将来にわたって豊かに安心して暮らすことのできる市土の形成

- ・市土利用の質的向上に関しては、歴史的風土等の地域資源を活かした活性化を図りつつ、自然資源の確保及びその総合的有効活用を進める。

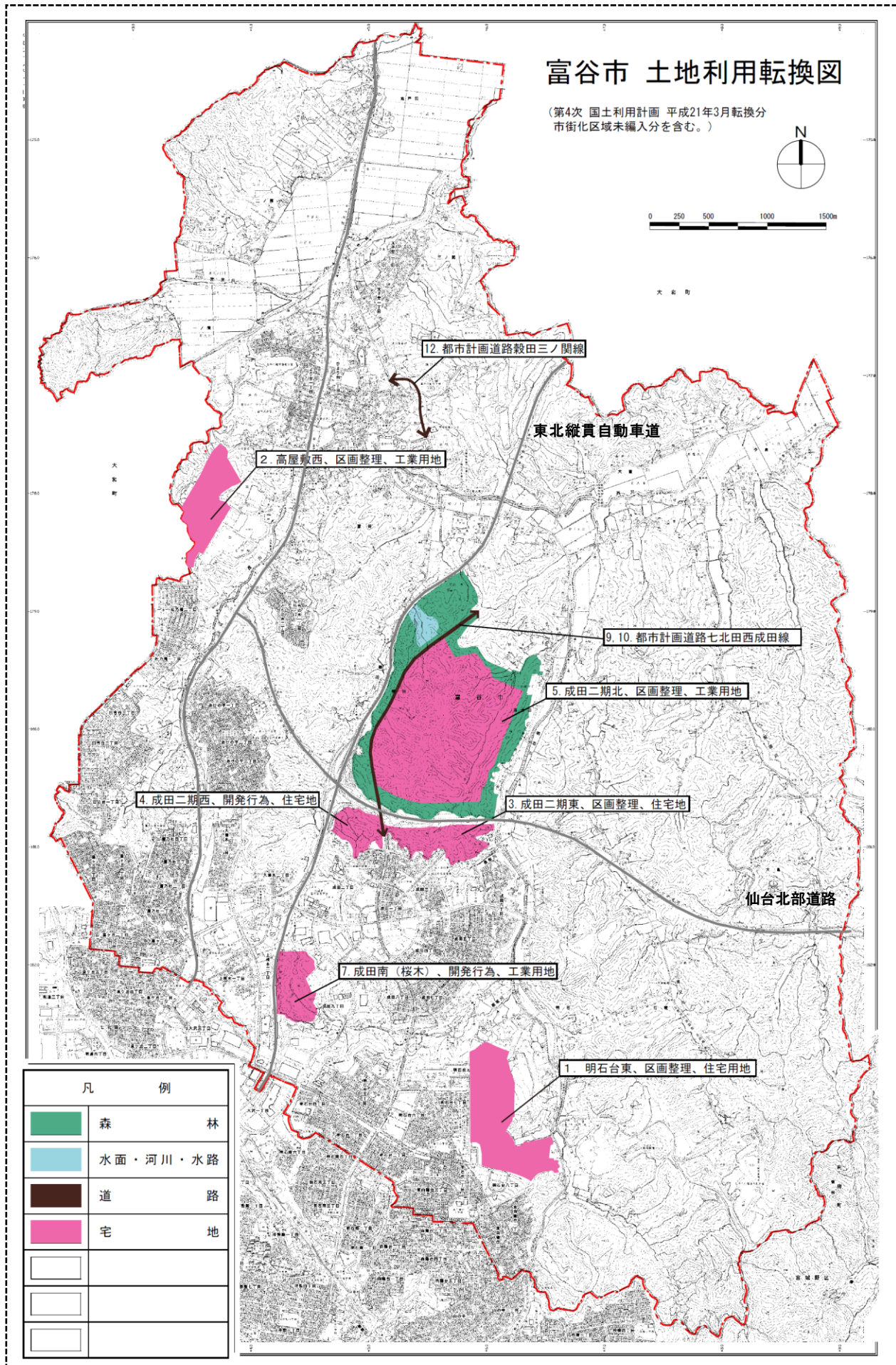
④ネットワーク型都市構造の形成

- ・仙台市等の市街地に連たんすることで、多様な人材に恵まれていることを踏まえ、広域的な視点から、拠点間の有機的・機能的な連携のもとに、ネットワーク型の都市構造の形成を図る。

^{*1}：土地利用転換

将来的な人口増と産業用地の需要を見据えた上で、新たな土地利用の転換を図りながら都市機能を集約し、まちづくりを推進するもの。

本市における、土地利用転換予定地区は（市街化区域編入候補地区）は、住居系3地区（明石台東、成田二期東、成田二期西）、工業系3地区（高屋敷西、成田二期北、成田南（桜木））としている。



(4) 仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「都市計画法第6条」の2の規定に基づく、仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成30年5月策定 宮城県）

【都市づくりの基本理念】

○内陸部への集約・移転により、まとまりのある良好な市街地の形成や防災性の向上が図られるまちづくり

- ・災害に強いまちづくりを進めるとともに、市街地整備などの土地利用現況と、都市計画の整合を図る。

○人口減少・超高齢社会においても都市圏全体として調和の取れたコンパクトなまちづくり

- ・既存の都市基盤を前提として土地利用を計画することを基本原則とし、鉄道、基幹バスなどの交通結節点周辺に居住・業務・商業機能がコンパクトに集約した市街地の形成を目指し、集約された地域を結節する公共交通ネットワークを確保する。

○「宮城の将来ビジョン」に掲げる富県宮城の実現に資する活力あるまちづくり

- ・製造品出荷額の向上に寄与する新たな産業拠点の形成と、各産業拠点と仙台塩釜港、仙台空港、インターチェンジ等を有機的に結びつける道路交通ネットワークの拡充を図っていく。

○豊かな自然の保全とそれらと調和したまちづくり

- ・新たな市街地の拡大は必要最小限に抑制することにより、水田や里山などの豊かな自然を保全し、自然環境と共生する情緒豊かな都市空間の形成を目指す

【主要用途の配置の方針】※抜粋



4 目標年次

「富谷市公共交通グランドデザイン（都市・地域総合交通戦略（基本構想）」）の策定は、長期的な取組みを含む今後の交通施策の方向について取りまとめを行っています。

次年度に策定を予定する「都市・地域総合交通戦略（基本計画）」では、富谷市公共交通グランドデザイン（基本構想）の実現に向けて、短期的な取組は5年後の2023年度を、中期的な取組は都市の発展・成熟を想定し10年後の2028年度を目標年次と設定した計画を取りまとめる予定です。

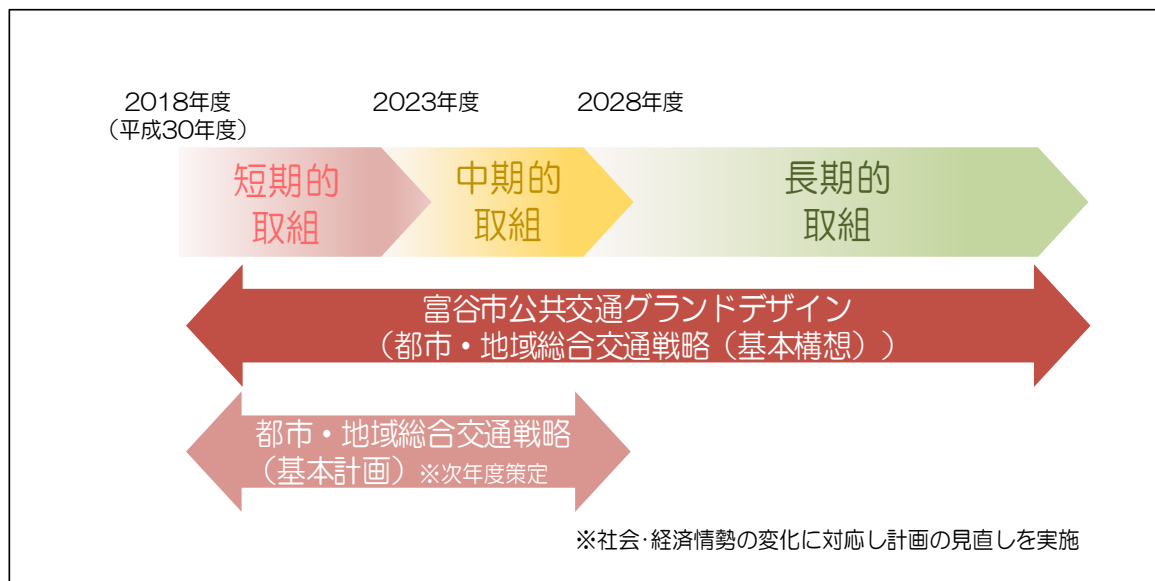


図 計画の目標年次

5 計画区域

本計画は、富谷市内の市街地を対象とします。ただし、市街地を含む市内全域や仙塩都市圏の北部地域*¹など市域外に及ぶ広域交通も視野に入れて計画策定を行います。

*1：仙塩都市圏北部地域
仙台市泉区、富谷市、大和町、大衡村

